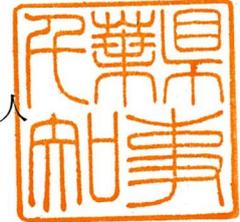




環 第 1 3 0 2 号
令和 6 年 1 月 1 5 日

株式会社T&Hエコみらい
代表取締役社長 徳 山 重 男 様

千葉県知事 熊 谷 俊 人



(仮称) 株式会社T&Hエコみらい廃棄物焼却処理事業に係る環境影響評価
方法書に対する意見について (通知)

令和 5 年 8 月 4 日付けで送付のあったこのことについて、千葉県環境影響評価条例 (平成 1 0 年千葉県条例第 2 6 号) 第 1 0 条第 1 項の規定による環境の保全の見地からの意見を別紙のとおり通知します。

(担当)

千葉県環境生活部環境政策課
環境影響評価・指導班

TEL : 043-223-4138

Email:eia_chiba@mz.pref.chiba.lg.jp

(仮称) 株式会社T&Hエコみらい廃棄物焼却処理事業に係る
環境影響評価方法書に対する意見

本事業は、市原市臨海部において、1日当たりの処理能力が330トンの産業廃棄物焼却施設（ロータリーキルン・ストーカ方式）を新設し、関係会社が隣接地に計画する破碎選別施設で処理された廃棄物のほか、関東圏内で発生する産業廃棄物を処理する計画であり、廃棄物の焼却により得られる熱エネルギーは発電等に利用される。

対象事業実施区域（以下「事業区域」という。）は、工業専用地域に位置し、南東約2キロメートルの位置には住居や保育施設等が存在している。また、事業区域及びその周辺は、光化学スモッグ注意報の発令が多く、大気環境への十分な配慮が必要な地域である。

これらの事業特性及び地域特性を踏まえ、下記の事項について所要の措置を講ずることにより、本事業による環境影響をできる限り回避又は低減するとともに、環境影響評価を適切に実施する必要がある。

記

1 事業計画

(1) 事業計画の詳細な検討に当たっては、環境の保全に関する最新の知見を収集し、利用可能な最良の技術の導入により、大気環境への負荷の低減や温室効果ガスの排出削減などを図り、環境影響をできる限り回避又は低減すること。

(2) 煙突及び建物等の詳細な設計に当たっては、ダウンウォッシュ等の発生を抑制できるよう、高さ及び配置等を検討すること。また、検討の経緯を準備書に記載すること。

2 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

(1) 大気質

ア 施設の稼働に係る長期平均濃度予測について、煙源条件として排出ガス量が最大で、有効煙突高さが最も高くなる排出諸元を用いるとされているが、排出ガス量は廃棄物の混合割合により変動し、最大着地濃度の出現地点に影響することから、排出ガス量が最小となる場合の予測及び評価も併せて行うこと。

イ 施設の稼働に係る短期高濃度予測について、予測対象とされている6つの事象ごとに影響が最大となる煙源条件を用いて適切に予測を行うこと。

(2) 水質

工事の実施による水質について、廃棄物ピットの建設に伴う掘削工事が予定されているが、掘削の深度によっては湧出水の発生が考えられることから、その影響も含めて調査、予測及び評価を行うこと。

(3) 騒音及び超低周波音

超低周波音について、調査地域及び予測地域は事業区域から概ね100メートルとされているが、低周波成分の音は減衰しにくく、より遠距離まで影響を及ぼすおそれがあることから、調査地域等を見直し、適切に調査、予測及び評価を行うこと。

(4) 悪臭

施設の稼働(排出ガス)による悪臭について、臭気指数を予測するとされているが、千葉県環境影響評価技術細目では、悪臭防止法に定める特定悪臭物質の濃度も予測すべき項目とされていることから、当該濃度の予測も併せて行うこと。

(5) 土壌

施設の稼働による土壌への影響について、大気質の長期平均濃度予測結果における最大着地濃度出現地点を調査地点及び予測地点に加えること。

(6) 温室効果ガス等

二酸化炭素の排出をできる限り削減するため、施設の設計に当たっては、焼却施設に加えて、事業場全体の省エネルギー化や再生可能エネルギーの導入等に努め、その上で、調査、予測及び評価を行うこと。